

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第90号	
事故等種類	漁具損傷	
発生日時	平成22年5月28日 14時30分ごろ	
発生場所	福岡県苅田町苅田港沖 苅田港沖波浪観測塔灯から真方位282°0.5海里付近 (概位 北緯33°48.1′ 東経131°03.8′)	
事故等調査の経過	平成22年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数等 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 第二ゆたか丸、698トン 131460、光晴汽船株式会社</p> <p>B 漁船 <sup>かいおう</sup>海皇丸、5.3トン FO2-6521（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、三級海技士（航海）</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 刺網破損</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、セメント約1,660トン積み、船首4.0m、船尾4.8mの喫水で、苅田港を出航して徳島県阿南市に向かって航行中、B船は、船長Bと作業員1人が乗り組み、苅田港沖で流し刺網漁を操業中、平成22年5月28日14時30分ごろ、A船がB船の刺網の上を横切って網を損傷させた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>A船は、苅田港第7号灯浮標付近で苅田港掘下げ済水路の外に出て東進し、同第5号灯浮標の南側付近でB船の右側を通過した。</p> <p>B船は、長さ約400m刺網を北東から南西に向けて入れ、北東側に樽付きの黒旗を立て、約12～13mおきに小さい発泡スチロール製の浮きを付けていた。</p> <p>船長Bは、刺網の上を通過したA船の船名を苅田海上保安署に連絡した。</p> <p>船長Aは、苅田海上保安署の指示に従い、B船に電話をかけて事後の処置を話し合った。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり B なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、苅田港沖の掘下げ済水路外を東進したものと考えられる。</p> <p>A船は、流し刺網漁を操業中のB船の右側（東</p>

	<p>側)を通過したことから、刺網を航行したものと考えられる。</p> <p>A船は、B船の近くに刺網が設置されていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、苅田港沖において流し刺網漁を操業していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、苅田港沖において、A船が掘下げ済水路外を東進中、B船が流し刺網漁を操業中、A船が、刺網に気付かなかったため、刺網を航行したことにより発生したものと考えられる。</p>